

○越谷市都市公園に関する規則

平成 17 年 3 月 31 日

規則第 27 号

改正 平成 19 年 3 月 8 日規則第 7 号

平成 24 年 3 月 27 日規則第 11 号

平成 31 年 3 月 11 日規則第 5 号

令和 3 年 3 月 31 日規則第 55 号

越谷市都市公園に関する規則（昭和 43 年規則第 36 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び越谷市都市公園条例（昭和 43 年条例第 27 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公園施設の設置等の許可の申請書）

第 2 条 法第 5 条第 1 項前段の規定による公園施設の設置又は管理の許可に係る申請書の様式は、設置の許可については第 1 号様式、管理の許可については第 2 号様式のとおりとする。

2 法第 5 条第 1 項後段の規定による変更の許可に係る申請書の様式は、第 3 号様式のとおりとする。

3 法第 6 条第 1 項の規定による都市公園の占用の許可に係る申請書の様式は、第 4 号様式のとおりとする。

4 法第 6 条第 3 項の規定による変更の許可に係る申請書の様式は、第 5 号様式のとおりとする。

（行為の許可の申請書等）

第 3 条 条例第 3 条第 2 項の規定による都市公園（条例別表第 2 及び別表第 3 に定める有料の公園施設を除く。）においてする行為の許可に係る申請書の様式は、第 6 号様式のとおりとする。

2 条例第3条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 物品の販売その他の営業行為をする場合 販売品目、販売価格、販売時間及び販売のために使用する面積
 - (2) 興行を行う場合 興行時間、開催回数、収容予定人員、料金、興行のために使用する面積、使用する主な物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
 - (3) 業として写真を撮影する場合 撮影時間、料金、撮影のために使用する面積、使用する撮影機の台数並びに現場責任者の氏名及び住所
 - (4) 業として映画、テレビ等の撮影をする場合 撮影時間、撮影のために使用する面積、使用する主な物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
 - (5) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをする場合 料金又は会費、参集予定人員、競技会等のために使用する面積、使用する主な物品及び機械並びに現場責任者の住所及び氏名
 - (6) 花火、炊き出し等を行うため火気を使用する場合 火気を使用する時間及び面積並びに現場責任者の住所及び氏名
- (占有許可の軽易な変更)

第4条 条例第8条に規定する軽易な変更で規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占有物件の内部の塗装又は占有物件の外部の色彩を変えない塗装
 - (2) 占有物件の構造を変えない修繕
- (許可証の交付)

第5条 市長は、法第5条第1項前段の規定により公園施設の設置又は管理を許可したときは第7号様式の許可証を、法第5条第1項後段及び第

6 条第 3 項の規定により変更の許可をしたときは第 8 号様式の許可証を、法第 6 条第 1 項の規定により都市公園の占用の許可をしたときは第 9 号様式の許可証を、条例第 3 条第 4 項の規定により都市公園（条例別表第 2 及び別表第 3 に定める有料の公園施設を除く。）においてする行為の許可をしたときは第 10 号様式の許可証を当該申請者に交付するものとする。

（使用料の減免）

第 6 条 条例第 20 条の規定による使用料の減額及び免除は、次のとおりとする。

- （1） 国、市、他の地方公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合 免除
- （2） 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設の用に供する場合 免除
- （3） その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める割合による減額又は免除

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、公園使用料減免申請書（第 11 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、公園使用料減免承認書（第 12 号様式）を申請者に交付するものとする。

（既納使用料の還付）

第 7 条 条例第 21 条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- （1） 条例第 12 条第 2 項の規定により、条例の規定による許可を取り消したとき。
- （2） 天災その他条例の規定による許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、都市公園を使用することができなくなったとき。

(3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、公園使用料還付請求書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の越谷市都市公園に関する規則の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この規則による改正後の越谷市都市公園に関する規則の相当規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成19年規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の越谷市都市公園に関する規則の規定によりされた処分、手続きその他の行為は、この規則による改正後の越谷市都市公園に関する規則の相当規定によりされた処分、手続きその他の行為とみなす。

附 則（平成24年規則第11号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年規則第 5 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

公園施設設置許可申請書	
年 月 日	
越谷市長 宛	
住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名)	
都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設の設置の許可を受けたいので申請します。	
記	
設 置 の 目 的	
公 園 施 設 の 種 類	
設 置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
設 置 の 場 所 及 び 面 積	
公 園 施 設 の 構 造	
公 園 施 設 の 管 理 の 方 法	
工 事 実 施 の 方 法 (直営又は請負施工の別)	
工事の着手及び完了の時期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
そ の 他 必 要 な 事 項	
注 次に掲げる書類を添付すること。 1 設計書、仕様書及び図面 2 事業計画書 3 供用及び管理に関する計画書	

第2号様式(第2条関係)

公園施設管理許可申請書 年 月 日	
越谷市長 宛	
住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、その名称及び 所在地並びに代表者の氏名)	
都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設の管理の許可を受けたいので申請します。	
記	
管 理 の 目 的	
管 理 す る 公 園 施 設	
管 理 の 期 間	年 月 日から 間 年 月 日まで
管 理 の 方 法	
そ の 他 必 要 な 事 項	
注 次に掲げる書類を添付すること。 1 事業計画書 2 供用及び管理に関する計画書	

第3号様式(第2条関係)

公園施設設置・管理変更許可申請書 年 月 日 越谷市長 宛 住 所 氏 名 電話番号 〔法人にあっては、その名称及び 所在地並びに代表者の氏名〕 都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設設置・管理の許可事項の変更の許可を受けたいので申請します。 記	
公園施設の種類	
すでに受けた許可 の年月日及び番号	
変更事項	
変更理由	
その他必要な事項	

第4号様式(第2条関係)

公園占用許可申請書		年 月 日
越谷市長 宛		
住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、その名称及び 所在地並びに代表者の氏名)		
都市公園法第6条第1項の規定により、下記のとおり都市公園の占用の許可を受けたいので申請します。		
記		
占 用 物 件 の 種 類		
占 用 の 目 的		
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	間
占 用 の 場 所 及 び 面 積		
占 用 物 件 の 管 理 の 方 法		
工 事 実 施 の 方 法 (直営又は請負施工の別)		
工事の着手及び完了の時期	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日	
占 用 物 件 等 の 構 造		
都 市 公 園 の 復 旧 方 法		
そ の 他 必 要 な 事 項		
注 設計書、仕様書及び図面を添付すること。		

第5号様式(第2条関係)

公園占用変更許可申請書	
年 月 日	
越谷市長 宛	
住所 氏名 電話番号 〔法人にあっては、その名称及び 所在地並びに代表者の氏名〕	
都市公園法第6条第3項の規定により、下記のとおり占用許可事項の変更の許可を受けた いので申請します。	
記	
すでに受けた許可 の年月日及び番号	
変更事項	
その他必要な事項	

第6号様式(第3条関係)

公園内行為許可申請書	
年 月 日	
越谷市長 宛	
住 所 氏 名 電話番号 (法人にあっては、その名称及び 所在地並びに代表者の氏名)	
越谷市都市公園条例第3条第2項の規定により、下記のとおり都市公園内における行為の 許可を受けたいので申請します。	
記	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日から 間 年 月 日まで 使用時間 時 分から 時 分まで
行 為 を 行 う 場 所	
行 為 の 内 容	参集人員(人)
行為のために使用する面積	
責任者の住所及び氏名	住所 氏名
越谷市都市公園に関する規則第3条第2項に定めるその他の事項	

第7号様式(第5条関係)

公園施設設置・管理許可証	
第 号 年 月 日	
様	
越谷市長 印	
都市公園法第5条第1項の規定により、下記のとおり公園施設の設置・管理を許可する。	
記	
公園施設の場所	
(設置・管理)の期間	年 月 日から 年 月 日まで 間
公園施設の種類	
公園施設の面積	
使用料の額	円
許可の条件	

第8号様式(第5条関係)

公園施設(設置・管理)・公園占用変更許可証	
第 号 年 月 日	
様	
越谷市長 印	
都市公園法(第5条第1項・第6条第3項)の規定により、下記のとおり公園施設(設置・管理)・公園占用の許可事項の変更を許可する。	
記	
公園施設又は 占用物件の種類	
すでに受けた許可 の年月日及び番号	
変更事項	
変更後の使用料の額	円
許可の条件	

第9号様式(第5条関係)

公園占用許可証	
第 年 月 日 号	
様	
越谷市長 印	
都市公園法第6条第1項の規定により、下記のとおり都市公園の占用を許可する。	
記	
占 用 物 件 の 種 類	
占 用 の 目 的	
占 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間
占 用 の 場 所 及 び 面 積	
使 用 料 の 額	円
許 可 の 条 件	
1 当該工事によって公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないよう、できる限り必要な措置を講ずること。 1 工事現場には、柵又はおおいを設け、夜間は赤色燈をつけ、その他公衆の都市公園の利用に伴う危険を防止するため、必要な措置を講ずること。 1 都市公園の占用期間が満了したとき及び占用を廃止したときは、直ちに都市公園を原状に回復すること。ただし、原状に回復することが不適當であると市長が認めた場合は、この限りでない。 1 占用物件については、公園の美観を損うことのないよう清掃し、年1回市の検査を受けること。 1 占用物件を設置する際は、市職員の指示に従い、着手及び竣工したときはその旨を直ちに届け出ること。	

第10号様式(第5条関係)

公園内行為許可証	
第 年 月 日 号	
様	
越谷市長 印	
越谷市都市公園条例第3条第4項の規定により、下記のとおり都市公園内における行為を許可する。	
記	
行 為 の 目 的	
行 為 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 間 使用時間 時 分から 時 分まで
行 為 を 行 う 場 所	
行 為 の 内 容	参集人員(人)
行為のために使用する面積	
責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	住所 氏名
使 用 料 の 額	円
許 可 条 件	

第 1 1 号様式（第 6 条関係）

公園使用料減免申請書	
年 月 日	
越谷市長 宛	
住 所 氏 名 電話番号 〔法人にあつては、その名称及 び所在地並びに代表者の氏名〕	
越谷市都市公園に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり使用料 の減免の承認を受けたいので申請します。	
記	
都 市 公 園 の 名 称	
行 為 等 使 用 の 区 分	
行 為 等 使 用 の 内 容	
行 為 等 使 用 の 規 模 （面積、長さ、数量等）	
行 為 等 使 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申 請 区 分	☐ 減額 ☐ 免除
申 請 理 由	
そ の 他 必 要 な 事 項	

第 1 2 号様式（第 6 条関係）

公園使用料減免承認書	
第 号 年 月 日	
様	
越谷市長 印	
越谷市都市公園に関する規則第 6 条第 1 項第 号に該当することにより、下記のとおり使用料の減額・免除を承認したので、同条第 3 項の規定により交付する。	
記	
都 市 公 園 の 名 称	
行 為 等 使 用 の 区 分	
行 為 等 使 用 の 内 容	
行 為 等 使 用 の 規 模 （面積、長さ、数量等）	
行 為 等 使 用 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
行為等許可の年月日及び許可番号	
減 免 区 分	☐ 減額（ ） ☐ 免除
減 免 前 使 用 料	
減 免 後 使 用 料	
備 考	

第 1 3 号様式（第 7 条関係）

公園使用料還付請求書	
年 月 日	
越谷市長 宛	
住 所 氏 名 電話番号 （法人にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）	
越谷市都市公園に関する規則第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり使用料の還付を請求します。	
記	
請 求 理 由	
行為等許可の年月日及び許可番号	
行 為 等 許 可 の 内 容	
既 納 使 用 料	
納 付 年 月 日	☐ 減額 ☐ 免除
還 付 請 求 額	越谷市都市公園に関する規則第 6 条第 1 項第 号に掲げる減額・免除の要件に該当するため。
還付処理事項 ☐ 越谷市都市公園条例第 2 1 条本文の規定により還付しない。 ☐ 越谷市都市公園に関する規則第 7 条第 1 項第 号に該当するため越谷市都市公園条例第 2 1 条ただし書の規定により還付する。	

第 1 号様式（第 2 条関係）
第 2 号様式（第 2 条関係）
第 3 号様式（第 2 条関係）
第 4 号様式（第 2 条関係）
第 5 号様式（第 2 条関係）
第 6 号様式（第 3 条関係）
第 7 号様式（第 5 条関係）
第 8 号様式（第 5 条関係）
第 9 号様式（第 5 条関係）
第 1 0 号様式（第 5 条関係）
第 1 1 号様式（第 6 条関係）
第 1 2 号様式（第 6 条関係）
第 1 3 号様式（第 7 条関係）